

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）これまでの会合におけるデータに関する主な意見

（検討対象に関する主な意見）

- 議論の対象であるデータとは何かをはっきりさせるべき。
- 契約で保護できるデータ等は、外縁が明確なもののみである。
議論はそこに限定してもよいのではないか。
- データは、サイズが大きくなっており、一部を切り出して譲渡するよりは、許諾して使うという時代になっている。

（検討の方向性に関する主な意見）

- データを日本の産業力の原点として、いかにフルにいい形で使うということが起点になる。データを世の中のために使っていくということを、国からも発信して、国民にポジティブなイメージを持ってもらうべき。社会意識の醸成という点で、ネガティブな感情を持つ人々も意識して制度を作っていかなければならない。
- データが死蔵されていることに大きな懸念を持っている。
- データの良い利用の仕方ということについて理解を深めていく責任は、データを使っている民間にある。ユースケースを作るのは民間の仕事であり、その上で制度的な支障などが見つければ民間から提案するというのが望ましい。
- 政府が何もしなかった場合、内閣官房 IT 総合戦略室の思い描くような夢のような未来はやってこない。企業は上手いかないとすぐに平気でやめるので、国からよほど強い規制などがないとこのようなモデルは実現しない。我が国は、すべての企業に情報銀行への情報の提出を義務付けたほうがいい。
- データをどう利活用するかを日頃より議論しているが、ビッグデータを多く保持している立場から、それを民間に任せるということに賛成できない。国のサポートがないと、民間だけではどういう方向にいくかわからない。
- 全てのユースケース（検討例）で実証し、その定量的な結果に基づき、どれを選択するか考えればわかりやすい。大企業からするとなんとなく最初から決めるのは嫌という、感情的なデザインで法律を作る時代ではないのではないか。

(検討課題に関する主な意見)

・ 総論

<問題意識>

- データを他社に提供したときに提供者がコントロールを失うのではないかという懸念と、受け取った生データを使えるように努力をした人にそのデータにコントロールを及ぼせるのかが不明確という2点の課題がある。
- 何らかのコントロールを及ぼしうる法的仕組みは現状では営業秘密しかない。秘密管理性を意識し、人に渡す・利活用すること自体が矛盾する可能性があり躊躇してしまう。
- データの保護に関し、実態ニーズがどれだけあるのかが重要。実際の契約実務、最近欧州で議論されている契約のモデル化、標準化等を踏まえ、どこまでが可能で、足りないところはないのかを検討すべき。
- データの利活用の観点に加え、収集側のモチベーションの観点もバランスを取ってほしい。データを出す側に対しての規制は必要。出すことへのメリット付け、ないしは出さないことへのデメリット付けがないと、きれいな情報が積極的に出されることはない。
- データは今までの法律で守れるのか。安心感がないと企業はデータを出せない。重要なのはバランス。保持側・利用側どちらに傾いてもデータの囲い込みが起きる。

・物権的な権利の設定

<慎重な意見>

- 確固たるビジネスモデルが出ていないので、あまりに強い権利を与えたり、がんじがらめの制度になると動きにくい。
- 利活用ということを考える以上は、排他的利用権の設定を新たに創設することには反対。

・利活用促進のための権利の設定

<積極的な意見>

- 権利制限された利用権を新たに設定するのであれば賛成であり、むしろ重要。
- 日本の場合、違法でもお金を振り込めば良いというわけではなく、米国企業は可能だが、グレーゾーンを歩くことはそもそも難しい。新たなルールを設定し、金銭の支払いは必要だが適法に使うって良いといったようにすべき。新たなルールにおける裁定制度は、現在の著作権法では要件も限られているため、今日的なものに見直すべき。
- 利活用を促進するためには、利用許諾契約が書きやすいように（権利を設定する）法律を定め、ある程度の強制力をもって、「出したくないところ」も出させるようにすべき。
- 報酬請求権と裁定制度に加えて、例えば音楽著作権におけるJASRACのような利活用を促進する団体をつくりやすい法律をつくるなど、利活用促進のための利用権の設定と民間の取組を支援するアプローチが良いと考える。

・営業秘密の保護要件について

<課題を指摘する意見>

- データを持つ企業とAIアルゴリズムを提供する企業は異なり、4～5の企業・大学等と共同開発することになるが、秘密保持契約の締結に時間がかかり、研究がなかなか始まらない実態がある。営業秘密の秘密管理性を、今の産業の実態に合わせて検討すべき。
- 車の生データ、特に車の利用者のところにあるデータの秘密管理性に疑問符がついており、非常に不安である。事業の実態をみて、特に営業秘密の保護要件について適宜見直ししてもらうことが大事だと思っている。
- 秘密管理性を認める要件は、これまで厳しすぎたと考える。裁判でもなかなか認められないという悩みがあり、現実に即して緩和してもよいと考える。

<留意すべき点に関する意見>

- 秘密管理性を緩和して営業秘密の範囲を広げるというアプローチも考えられるが、伝統的な営業秘密の保護と利用のバランスに大きな影響を与えることから、慎重な検討が必要。

・新たな行為規制

<積極的な意見>

- 意図せずにデータが流れてしまった場合の救済について、契約による損害賠償だけでなく、不正競争防止法の何らかの適用をして、差止できると良いのではないか。
- データを不正の意図をもって入手する行為とか、受領したデータを第三者に開示する行為を新たな不正行為として追加するかを検討していただきたい。
- プロテクションを破ってデータを抽出して、第三者に提供する行為は不正行為と認定するアプローチはあるのではないか。

<留意すべき点に関する意見>

- 改正個人情報保護法第 83 条の不正データ提供罪は、利用者が（個人情報として保護されていることを）明確に認識できるため、良い仕組みである。単に秘密管理性の要件をなしに、例えば、「作成や調達にコストがかかるデータ」としてしまくと、保護されているかどうかについて利用者がわからなくなり、差止や大きな損害賠償を受けたりするリスクから、利活用に委縮効果があると思うので、要件についてはきちんと考える必要があると思う。
- 先端のビジネスや事業はリスクを取って、試行錯誤で取り組んでおり、強い規制があるとなかなか上手く行かない。
- 現行法の保護として、（異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情があれば、）民法の不法行為による保護があることを丁寧に記述してもらった方が良い。

・ 契約で対応

<契約の実態>

- データから価値を創出するステップの際の契約においても、段階的に契約締結している。まずは NDA を締結し、少しでもデータをもらい味見をし、それで良ければ POC や共同開発契約を締結し、規則や利用権について（細かく）契約上で決めていくというプロセスをたどる。
- 収集・蓄積されたデータから抽出するステップや分析・可視化するためにデータをモデル化しナレッジと言った価値に結び付けるステップなどのステップは試行錯誤の連続であり、データが有用かどうかは最初の段階ではわからない。
- 工場の生産ラインを動かすためのデータは、非競争領域である協調領域に置くことで手間を下げ、コストを下げようとするところもある。細やかな契約で対応しているのが実態。

<積極的な意見>

- データをコントロールできる人は誰なのかという根本の部分を明らかにすれば、結果的には他者に安心して情報を出せることに繋がるし、受け取った情報を一生懸命加工することについて評価がされる。コントロール権は誰々と法律上明文化することのみが出口とは考えておらず、例えば、パブリシティ権は、法律上の規定もなく、契約や実務の慣行、裁判例などで固まってきて、それで実際にビジネスも動いている。
- 契約は国際的な保護やきめ細やかな条件設定の観点で有効。

<留意すべき点に関する意見>

- 契約では、第三者効がない、データクローズドになる、妥当な利益分配がなされない等の懸念もある。
- 現行の契約のほとんどは、利用許諾・使用許諾・実施許諾であり、既存の権利についての許諾契約である。権利が付与されていないものは、契約に書きにくい。契約ですべてを定めても、契約違反にしかならず、違反されても対応がしにくい。契約違反→契約解除→権利侵害、となる方が、利用する側への抑制になる。
- 契約による保護について、質の高いデータセットの確保が競争優位性を左右する状況にあり、例えば工作機械の稼働データの取扱いなど、オープンクローズは企業戦略でもあるので、戦略的に寄与度に応じた配分を契約で明記することが必要になってくる。

・民間の取組の支援

<総論>

- 技術の進歩を法律が追い抜くことはないので、対応策としては「民間の取組を支援するアプローチ」が良い。
- 民間の取組への支援は、即時性があり、世界的な通用性も持たせられ得る。

<流通基盤>

- データの流通市場のようなインフラ整備について、アーカイブの振興という観点からも、賛成である。アーカイブ構築はデータの提供インフラという文脈において進められるべきであり、法規制などより優先して、政府が取り組むべき。
- 信用を高めるためにデータ流通基盤が必要。やはり取引市場があると一定の安心感はある。データ流通基盤を強めることで死蔵の様々な要因を取り除いて推進していくべき。

<契約上の留意点>

- 学習用データの提供者とかデータ創出に寄与した者によるデータの利活用権限の主張を公平に認めるようなデータオーナーシップのあり方というものを契約の高度化の中で実現していく必要がある。国としては、このような契約の高度化の支援を行っていくべき。
- 契約を後押しするためのガイドライン策定等も重要。込み入ったガイドラインだと付いていけない層がある。できるだけわかりやすいものであるべき。

<セキュリティ>

- セキュリティ等を高める取組は確実に必要。

・その他

- 優越的地位の濫用にならないように競争法上の観点が必要。
- データについても掘り起こすことを考えてもらいたい。
- 人材育成について、知的財産権のノウハウや契約についての教育という視点が抜け落ちがち。日本の大学は、契約書の読み方／書き方や交渉の仕方について教えていない。知的財産権に関する基礎的な教育を進めることに取り組むべき。

以上